

<ご意見の原文>

※一部の固有名詞は、相手方への配慮の観点から「■■■」としております。

番号	ご意見及びその理由	検討結果の一覧 対応No.
1	<p>(1) 宿泊料金は需要に応じ変更となるため、宿泊税の税率が宿泊料金に応じ変動する場合、計算がとて煩雑になる。このため入湯税同様、宿泊料金に関係なく一律の税率となるよう検討をお願いします。もしくは「月間の ADR に応じた税率×宿泊人数」を計算式とする、簡易計算方式による納税額の申告ができるよう検討をお願いします。</p> <p>(2) 既存の入湯税について、自国に同様の文化がないような国からの顧客から理解が得られずクレームとなるなど、従業員のストレスの要因になっている。宿泊税導入にあたり、入湯税と宿泊税の双方が課税対象となる場合、上記のような顧客とのトラブルが発生する頻度が高くなると考えられる。宿泊税を導入する場合は入湯税を廃止する、もしくは双方の目的を果たせる税の一本化を行うなど、課税対象者が理解しやすいシンプルなかたちとなるよう検討をお願いします。</p>	31 57
2	<p>宿泊税に賛成します。観光産業従事者は多いが、事業者は市外県外の企業も多く、インバウンドによる利益が地元還元されているとはいえず。中心市街地住民としては、ゴミのポイ捨て、タバコの害、渋滞、駐車料金の高騰、家賃の高騰、騒音など負担が多いので、宿泊税を元手に暮らしを守るための整備に力を入れてもらいたい。</p> <p>また、高山市は合併の名残もあり多くの公共施設を持っているが、住民の福祉、とりわけ子ども達に供されるものはその種類も数も十分とは言えない。インバウンドのニーズだけでなく、同時に地域ごとの特色や住民のニーズも拾い、双方にとって共創関係のあるような計画が必要であると思う。</p> <p>具体的には、室内遊具場、屋内スポーツ施設など、現在わが町に不足している施設を観光をうまく取り込んで独自の魅力ある施設をぜひ作ってもらいたい。</p> <p>駅前再開発についても、ホテルが乱立する中、人が滞在できる街のデザインになっておらず、観光客も素通りするような状況で、地元住民にとっては更に使いづらい中心駅となってしまう。</p> <p>カフェなどは、価格はともかく立地や営業時間が多様なニーズにそぐうよう、行政や商店街でこれから検討をしてもらいたい。</p> <p>最後に、中心市街地でのサービス料高騰について、地元住民にとっては週末に気軽に利用できる飲食店がどんどん少なくなってしまう現状がある。</p> <p>そこで、地域住民向けには、地域通貨の他、二重価格で負担軽減をすると共に、中心市街地のドーナツ化現象に歯止めをかけるべく利用促進策についても、ぜひ柔軟な発想で取り組んでいただきたい。</p>	42
3	<p>1. 観光都市高山の、今後の発展、オーバーツーリズム対策として、非常に良い税制だと思います。</p> <p>2. 旅館業法では、常設の宿泊場所を有料で提供する場合は、「旅館業許可」が必要です。キャンプ場バンガロー、トレーラーハウス、常設テントは該当します。また、組合員や一般観光客を受け入れている保養所からも徴収してください。</p> <p>3. 閨民泊からも徴収してください。</p> <p>4. 日帰り観光客もたくさんいます。納税者に過度な負担とならないように、日帰り入浴施設・売店・食堂からも、観光税として、売上の1~2%の徴収してください。</p> <p>5. 入湯税の見直しの記述がありません。宿泊税のみにして、入湯税は廃止してください。</p> <p>6. 直接回答はしないとありますが、間接的にも回答しないのか？この意見にも回答はないのですね。</p> <p>7. 内容の確認は電話ではなくメールをお願いします。</p> <p>8. 徴収方法はお客様から現地で現金ではなく、手数料は施設負担になりますが、キャッシュカードで徴収しても良いようにしてください。手数料も踏まえ「原則、現地現金徴収」と表記してください。</p> <p>9. 公平性を保つため、1名1泊当り5,000円でも宿泊税金100円となる。1名1泊当り30,000円税以上宿泊税金を500円にしてください。</p>	1 14 18 22 29 54 64 66 67
4	<p>宿泊税の導入に関しまして、その必要性は市が考えている通り、将来的に税収が減ることが目に見えている中で、絶対的に必要なものだと思います。</p> <p>ただ、前回の宿泊税の導入に関する説明会に参加した上で、以下の理由から時期尚早ではないかと考えています。</p> <p>導入してから考えていくのではなく、導入する前にしっかりと必要性、使途をもっと幅広く議論し、意見を集めてから導入しても良いのではないかと考えます。</p>	40 51 62 63

	<p>1,用途がはっきりしていないこと。 説明会の中でありましたが、何に使うのか、どの様な用途で使うのか、決まっていなくて、とりあえず徴収する。という見解と受け取りました。 それよりもまず、議員定数の削減、議員報酬・職員給与・市長報酬の見直し、市長退職金の是非等々、歳出面で見直しが必要な部分が多分にあるのではないのでしょうか？</p> <p>2,観光事業関連の過去の検証はしているのか？ 例えば、コロナ禍で外国人 YouTuber に数百万円の報酬を支払い、高山市の観光 PR 動画の作成依頼の経緯・検証はされているのか？ Eatown の建設の必要性、その後に関して、検証はされているのか？ 行人橋の建設の必要性、建設前後の観光客の流動性の偏移についての検証はされているのか？ 一部の人、特定の地域に利益が還元されない施策であると感じています。</p> <p>3,コロナ禍における宿泊関連の非組合員に対する差別。 コロナ禍において、高山市で実施した、宿泊施設に対する支援事業。 こちらは何かしらの組合に属していないと支援が受けられず、公金による支援のはずなのに、やはり一部の人にしか利益が還元されず、当時の観光課長に抗議に行きましたが、「組合に入るように」の一点張りでした。 ここにきて、全ての宿泊施設に「宿泊税に関して、ご理解とご協力をお願いします」というのは。</p>	
5	<p>(1) 宿泊税の導入に賛成する (2) 納税義務者に賛成する (3) 徴収方法に賛成する。ただし、未納者や無届民泊など、徴収できなかった際の対応を合わせて検討する必要がある。 (4) 税率や金額は検討が必要。2020 年ごろまでに宿泊税を導入した他市の金額を参考にしたと思われるが、昨今の物価変動や人件費高騰による宿泊費の高騰が考慮に入っていない可能性が高く、参考とした金額には議論の余地がある。次に、3 万円以上一律 300 円だと、高額なほど税率が安くなり、企業の収益力に反した税制となる。最後に、宿泊料金(収益力)を基本とした税制だと、地元企業が苦しくなる可能性がある。あくまで市政のため、市民のために法定外目的税を徴収する観点から、地元企業に対し軽減税率を用意し、持続可能な配慮が必要と思われる。 例えば、3 万以下は案のとおり段階的に定額(1~2%)を徴収、3 万を超えるものは宿泊料の 2%を徴収する。先の基準の場合、3 万以下まで税率は 1~2%であり、低所得者には納税の限度額があった方がよいことは間違いない。一方、宿泊料金が上がれば税率が安くなるのが全価格帯共通であったため、高額な宿泊ほど税率が安くなる。高所得者には支払い能力に応じた課税を求め、一律ではなく定率で求めることが適切に思う。税率は要検討。また、地元企業に対し軽減税率を適用する際、市内と市外の 2 分割が適切でないのならば、市内、飛騨地域、県内、国内と分けることで段階的に設定することで解消できる。宿泊料金と地域による税額・税率設定ができれば、市政として市民を守りつつ、格差を考慮した課税ができるかと考える。事業者が理解しやすいことも重要だが、市政のため、市民のための税であることが大前提。</p> <p>(5) 課税免除者は検討が必要。事業者への配慮から入湯税と揃えることには賛成する。しかし、平成 19 年度に制定された入湯税が昨今の事情に適しているのか同時に見直さなければならぬ。12 歳未満ではなく小学生未満が適切ではないか、海外観光客の扱いはどうするのか、などである。課税免除は市民・国民への配慮であると認識しており、物価の違い等から海外観光客からは徴収しても良いと考える。</p> <p>(6) 制度の検証は賛成。 (7) 特別徴収義務者支援は部分的に賛成。納期納入額の交付は事務手間分の人件費を補い、市民の収入向上に貢献するため賛成。一方、システム整備費の補助については議論が必要。機器購入ではないシステム調整の場合、事業者ごとの差異が大きくなり、平等な補助ができない。安易に機器やシステム更新費用を助成することは避けるべき。 (8) 宿泊税の用途は検討が必要。現在に至るまで市の財源を投資して観光業を発展させてきた経緯があり、市の投資で得た財源は市民へと還元されなければならない。新たな財源に加え、従来通り市からの予算を割くことは観光へのさらなる優遇に見え、市全体へ還元されている感覚が薄い。宿泊税という観光関係で得た財源は、持続可能であることを目指して自給自足するために観光関連に使うことに異議はない。しかし、資料の用途だけでは、高山の観光を支える農・畜・林の生産者への還元が明確でなく、観光関連事業者等を支援する子育て施策がないように思われる。想定の中であれば、明記したほうがよい。また、今回の宿泊税の用途に加え、従来観光に割いていた高山市の予算についても言及してほしい。観光への投資で得た市の財源を他産業・福祉・インフラなど多岐へ還元してこそ観光を活用した持続可能な地域として形を成すはずであり、宿泊税を導入することによる観光関係者だけでなく市民生活への明るい展望も是非お聞かせいただきたい。</p>	2 12 16 20 24 34 37 61

6	<p>宿泊税導入に賛成です。 金額の設定は、1年更新で行ってほしいです。 観光は裾野が広いので、慎重に考慮して下さい。</p>	11
7	<p>(1) 宿泊税を導入することに賛成です。観光客の増加により高山市内にホテルがたくさん増えましたが、多くが高山市の企業ではないためせっかく市民が頑張っても還元されているという感触が今までありませんでした。宿泊税の導入で、より高山市への移住者や子育て世帯が喜ぶような施策を増やしてほしいです。 (2) 宿泊税の金額をもう少し 100 円ずつでも上げていいと思います。先に導入されている他県に合わせているのかもしれませんが、市税の大きな柱にしてほしいです。まだ導入段階ですので最初は少ない額でもいいと思いますが、段階を踏んで少しずつ金額を上げていってほしいです。</p>	30 50
8	<p>宿泊税を導入されるということですが、用途について子育て支援の一環でおむつ券の発行など増えた税収で検討いただけないでしょうか。観光等に使うのは分かりますが、増えた税収で少子化対策のことも使えるといいのではないかと考えます。物価上昇もあるなかで子育て品を購入するのも苦しくなっています。■■■■や■■■■で使える商品券の発行なども増えた税収でお考えいただければと思います。</p>	46
9	<p>宿泊税の導入は現状の高山市の観光を考えると適切な判断と考えます。 ①徴収現場の混乱がないように十分な説明・指導を行うことを考慮すべき ②税の使い道として現状の入湯税とは明確な区分を行い、市民に開示することを考慮すべき ③宿泊業で働く労働者(外国人を含む)の生活環境整備及び宿泊業のサービス向上にも原資を振り向けることを考慮すべき</p>	3 21 47 53
10	<p>1, 課税対象宿泊代金の宿泊代は「素泊まり」基準であるならば、食事付き時の基準も明確化してほしい。現状のままでは宿ごと素泊まりを食事付きに引き直す考え方は宿其々であり、結果不公平感及び税収減につながる。 2, 宿泊税の額は、段階的変動ではなく「一律」として欲しい。徴収時の煩雑さ解消、上記課題のバラつきを少しでも防ぐため。宿泊税が宿泊客減少につながるの懸念もあるが、過去導入自治体の例を見ても、宿泊客数への影響はまずないのではないかと。 3, 宿泊税の使い道、活用方法を明確にしてほしい。宿泊税を活用した観光ビジョン。それにより宿泊税への理解も深まる。</p>	27 33 45
11	<p>1, 宿泊税に関して高山の繁栄や世の中の流れもあり賛成です。 ただし高山資本の企業とそれ以外を分けてどれだけ外の企業が貢献できているのか数値で表して、市民及び関係者への告知や周知をしてください。 2, 3パターンで徴収を予定していると思いますが、日により料金変動や各種予約経路の差があり、今日は 100 円、明日は 200 円、同じ日程でもこの予約は 100 円、違う予約は 200 円、同じ予約者でも予約を取った時期より料金が違うなどあり説明が出来ませんのですべてクレームは市へあげてもらいます。 また、素泊まり料金からの設定ということですが各協会、施設にお任せでは市政として成り立っていないのでご検討ください。 一律高山へ宿泊する人は 1 泊いくらですがベストと思います。他高山市の別地区が市内と同じ料金を払いたくないというようなニュアンスは聞いていますが、そこに泊まった人は市内の町並みを利用しないということでもいいのでしょうか。根本的に市政として宿泊税の徴収及び利用用の意味を説明できていないのでしょうか。税金なので高山市として入湯税と一緒に同じ設定にしないとおかしいと思います。そこまで外から来た企業が差別されるのであれば当社がOTAや広告、海外営業など自社で費用を出し集めた人数による貢献に関しては市に請求して補助金などの設定をしていただいても宜しいでしょうか。 宿泊税の用途について税収を上げるためだけではやめてほしいです。まず、どの事業にいくら必要かを明確にしそのために税収をいくら上げるかが最初の段階と思うのですが現状は完全に逆で集まったお金をどう使っていくかしか思えません。 市としての覚悟が知りたいです。宜しくお願いします。</p>	7 32 38
12	<p>・宿泊税の区分(3段階についての意見を) => 分け方、金額は他地域との比較をし大幅なずれがなければ妥当と考えます。年齢は 6 歳未満にした方が良いのではないかと。6 歳以上は大人料金とする宿が多いため、料金調整が煩雑になるため。 ・ネット販売に伴う不都合 => ネットで事前決済が完了しているのがスタンダードとなっているため、現地に到着してから宿泊税のみ別途現金徴収というオペレーションにならないようにしていただきたい。海外ではそのようなオペレーションもないためインバウンド旅行者に理解されないリスクもあります。各 OTA にて問題がないようなオペレーションを調査する必要があると思料いたします。 ・徴収に対するご意見(事前説明、民泊を含めた徴収など) => 全宿泊施設から徴収すべき</p>	4 15 17 19 35 39

	<p>と考えます。一方で宿泊事業者がお土産、製造業、飲食など他の産業のために負担をする業務となる点、徴収方法は極めてシンプルになるよう配慮が必要かと存じます。</p> <p>・宿泊税の使途に対する意見 ⇒ 観光業が地域のためになることを示す必要がありますので、観光振興や周辺環境の保全やリスクマネジメントのみならず、子供たちの教育、若年層世代の起業支援、留学支援など前向きな使途を打ち出していただく必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>・下宿や仕事等での長期宿泊者に対する徴収について⇒前例のスタンダードに沿うことで良いと考えます。</p> <p>・その他ご意見を⇒導入することは素晴らしいことだと思います。さすが国際観光都市の飛騨高山と全国から言われるモデルケースになることを期待しています。</p>	
13	<p>宿泊税なんて、お客様が嫌がる事は、3年、5年後にして、全国的に後発に情勢をよく分析、検討してからでも良い！経理事務も、宿泊料金、人数、障がい者、観光、仕事、派遣、出張など、宿泊目的がさまざまなので、それに対応する税制にしなければ納得して貰えないし、とんでもなく複雑、多岐になり、負担が目に見えて増大します！！又、何故、導入しなければならないのか？今まで通りでは、何故、いけないのか？根拠が、明確でない！もっと、お客様に喜んでもらえる方法を模索すべきだと思う??</p>	6
14	<p>1.宿泊税については概ね賛成ではあるが、使い道については地域の観光に資する用途で使用してほしい</p> <p>2.同時に温泉を持っている施設については宿泊者1名に対して入湯税も必要ということで、宿泊者にとっての負担が大きくなるため、入湯税の減額等も検討いただきたい</p> <p>3.宿泊施設では宿泊に関するホテルシステムを使っているところが多いが、そのシステムの改修に費用がかかることがある。その費用については一定負担がないようにしていただきたい。</p> <p>4.このエリアにおいては旅行者の不便となるような状況が散見される(タクシーが捕まらない・夕食難民など)。このあたりについて、自治体として、シェアリングエコミーなどを活用して、ライドシェアの解禁/特区化や食事処の情報提供等について、宿泊税の財源などを使って取り組みしていただきたい。</p>	48 49 55 60
15	<p>宿泊税は、また高山に来たいと思ってもらえるような景観保全や歩道整備、電線の地中化などに使うべきだと思います。</p> <p>宿泊される方が納める税、それはプロモーションなどに使うのではなく、また来たくなる高山のために気持ちよく納めていただくべきだと思います。</p> <p>観光協会の看板を掛け替えただけの団体や広告料金に湯水のように使われるべきではない。特に、県との二重取りは絶対にやめた方がいい。</p>	41
16	<p>①減免点を設定すべき</p> <p>各自治体が宿泊税を導入するにあたり、修学旅行や研修旅行で宿泊する児童や、そもそも宿泊料がかかっていない未満児からも宿泊税を徴収するのはおかしいとする考え方からも、一律宿泊者全員から徴収するのではなく一定額の減免点を設け、一人当たりの宿泊費がそれ以下の場合には徴収しないという導入方法が一般的となっているのが現状。また旅行者だから担税力があるとするのは乱暴で、せっかくの旅行だけでも一人3000円未満の安宿にしか宿泊できないという方もいるし、湯治やビジネスでやむを得ず宿泊される方もいる。にも拘らず高山市は減免点を設けず、頑なに児童や経済的弱者からも徴収しようとしているのは異様です。</p> <p>②「公平性」という言葉がが便利のいいように使われている</p> <p>公平に税を徴収すると言いますが先述のような宿泊客の公平性も、また宿泊事業者の公平性も保たれていません。同じ宿泊事業者でも住宅宿泊事業者は年間営業可能日数や毎月の実績報告など様々なことで他の宿泊事業者とは違う負担を強いられているのに、宿泊税は住宅宿泊事業者にも同じように徴収させる。これでは住宅宿泊事業者からすればとても公平とは思えません。</p> <p>③そもそも何のための、誰のための宿泊税か？</p> <p>宿泊税の使途についても全く具体化されておらず、実際に徴収するのも全て宿泊事業者に放り投げています。</p> <p>もし徴収が始まって宿泊者から徴収する理由を尋ねられても、これでは答えようがありません。</p> <p>④納付方法も決まっていない</p> <p>せめて方法案くらいはすでにこの段階で事業者には示してあるべきです。</p> <p>宿泊事業者は宿泊税の説明、徴収、クレーム対応、納付まで全て市の代わりにこれを行わなければなりません。</p> <p>決して導入に反対しているわけではないのです。</p> <p>ただ、多くの自治体ですでに始まっていることなので、導入前にしっかり説明できるようにしてほしい。</p>	8 9 23 36 43

17	<p>「宿泊税の導入」について 下記の通り、市民意見をします。まずは、「留意事項」にある「ご意見は整理した上で公表する。」ことについて、意見者の真意や意図したニュアンスが反映されない要約や整理はパブコメの意義を損ねる要因であり、整理する範囲を事前に明確かつ明示されなければ、受忍できないものであり、これについての説明責任を果たされたい。よって、以下の、具体的意見を述べますが、その意見者の真意と意図が十分にくみ取られることを前提として記述します。</p> <p>①宿泊税の導入における各自治体の動向では、現時点で検討中を含めれば愛知県常滑市や三重県伊勢市の宿泊税導入の背景や必要性など、広義の観光産業による各市の独自性があり表現こそ、微妙な違いはあるものの、高山市が言う、「持続可能な地域づくり」というキーワードは、どの立場の市民にとっても必然であり、時代の流れからも、時期が到来したものである。</p> <p>②宿泊税導入による検討経過は上記の他自治体とは相違するものの、特に「プロジェクトチーム会議の開催」が3度に及ぶが、その会議メンバーと会議録をその時々により市民へ公表しない理由を求め、密室の会議なのか？そもそも判りにくい。政策過程のプロセスが利害関係者だけに留められる事由を明示されたい。伊勢市は検討委員会での内容を委員会開催後リアルな直後に公表している事実との比較が意見の根拠である。</p> <p>③税率について段階的定額で3段階、100円、200円、300円としてその理由が説明されているものの、一律定額、定率の方法を含めれば3つの方法があり、メリットとデメリットはそれぞれに有って、伊勢市の検討資料報告によれば、宿泊費20000円以上での税額500円の検討を参酌すると高山市の宿泊費10000円以上30000円未満での200円では担税力に大きな差があることから、宿泊費10000円以上から20000円未満とする小幅にとどめない理由を示されたい。</p> <p>④さらに、税額を宿泊費30000円以上は500円とすること、もしくは宿泊費20000円以上を500円とする検討があったのか、無かったのか、あるいはこのような税額区分、つまり、100円、200円、500円の3段階にすることについて検討過程プロセスから説明を示されたい。</p> <p>⑤特別徴収義務者の事務による煩雑さから、一律定額とする比較について、特別徴収義務者からの意見が■■■にも届けられているが、市の案となる経過について、もう一度、誰が、どこで、どのような意向により提示されたのかを説明されたい。</p> <p>⑥制度の検証について、条例制定後3年、その後5年ごとに制度の検証とあることは、大変重要な事項で納得できることであると考え。ただし、その検証は市のみには抛らないことは推認できますが、都合のよい立場、不都合な立場の方々も予見できなくはないことから、あらかじめ、公正かつ公平性の観点から、その「検証」にあたる者は誰なのかの骨格や構成を先んじて示すことは重要であると判断するが、その見解を示されたい。</p> <p>⑦宿泊税の使途が5つの事業と賦課徴収に要する経費と特別徴収義務者への支援として活用するとあるが、特に5つの事業として明示される事項において、「インバウンドへのこと」、そして「支所地域のこと」がキーワードになっている。それだけ特に対策の必要度、切迫度を感じる。なかでも支所地域のこの10数年間あまりの生活と産業形成による環境は目まぐるしく変化を続け、その状況は上向きではない急降下での下向きであると断言できるほど、厳しい現状を、市としてどの程度の理解と行動力による伴走がされてきたのか、市民の眼前には映りこんでいない。今更、間に合うのかという大きな不安を抱いてしまうのは、私たちだけでしょうか。よって、「何を掘り起こし、何を強化」するのか、もっと判りやすい表現と具体度を求めるが、どのようにされるのかを示されたい。…定番の総花的な飾り文句使いでは、何らの変革は実現されてもいないが、どう考えているのかも示されたい。</p> <p>⑧そして、上記の5つの事業と諸支援による予算執行が確実かつ実効性につながるためには未執行額の安易な基金化と外部関連団体への補助金、つまり外部化は安易には認められない。これまでの観光振興関連予算の2倍以上による執行であろうことを予見すれば、その精度や体制等の具体化は市民の立場から鑑みても当然にて求められるところでもある。よって、執行のあり方と支援の偏在性の回避のために、どのように取り組んでいくのかを「見える化」し明確に示されたい。</p> <p>⑨宿泊税の導入に関連する「観光振興」による法定目的税の入湯税の使途は法定目的から市は平成23年度以降、特定団体への1億円補助金を継続しているが、特段の検証や見直しについて、宿泊税案による推定税額は4億円超が見込まれることにも鑑みて、入湯税使途は総合計画による重要な検討事項であったと認識する、全体的な調整として、宿泊税を含めた議論などを公開して、その判断についても説明する義務があると判断できるが、宿泊税導入案の機会を契機にして不可分一体な事項として示されたい。</p> <p>⑩特別徴収義務者(宿泊事業者)への支援について、納期内納税額の3%を交付するとのことを宿泊税の先行自治体並びに検討自治体とを比較をすると、支援交付金の最大限度額50万円から200万円の範囲とすることが多いが、交付額1件あたりの最大限度額の設定についての説明と市は設定しない理由を示されたい。</p> <p>⑪最後に、自治体運営上、町レベルではなく、市レベルに抛る交付率で納税額の2.5%に抑制して、条例制定直後の5年間は3%にする制度が少なくない。市は税額全体の総額が4億</p>	5 10 13 25 26 28 44 52 56 58 59 65
----	---	---

円越の全体像から思慮すると当初から 3%とするだけの総額表示にした理由を説明することを比較論を含めて客観性を以て示されたい。	
--	--